

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する市税の納税の猶予制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な納税者等の方に対する「徴収猶予の特例」については、令和3年2月1日までに納期限が到来する市税が対象となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き又は新たに厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者等の方に対しましては、実情を的確に把握したうえで、納税の猶予制度「徴収の猶予・換価の猶予」の対象となり得ることから、先ずはお電話で花巻市財務部収納課にご相談ください。

対象となる市税

個人市県民税 法人市民税 固定資産税 軽自動車税 市たばこ税
入湯税 国民健康保険税

徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響等により、以下の要件に該当する場合には、徴収の猶予制度があります。

要件

1 災害により財産に相当な損失が生じた場合

感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

2 ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

3 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

4 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

上記要件のいずれかに該当し、一時に納付又は納入することが困難であること

申請による換価の猶予

上記のほか、市税を一時に納付又は納入することが困難な場合には、申請による換価の猶予制度があります。

猶予が認められた場合

- ▶ 申請に基づき、1年以内の期間に限り納税の猶予を受けることができます(やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて2年以内)。
- ▶ 納税の猶予が認められた期間中の延滞金について、その2分の1に相当する金額又は全額が免除されます。

なお、申請に必要な書類等、詳しくは花巻市財務部収納課にご相談ください。